

例会運営その他の運営等に関する規定

1. 例会並びに出席に関する事項（定款 49 条）

(1) 例 会

日 時 毎月第 1 月曜日 19 : 00 ~ 21 : 00

場 所 クレイトンベイホテル

(呉市築地町 3 番 3 号)

但し理事会の決定により例会回数、日時、場所を変更することができる。

(2) 出 席

- 1 本会議所の正会員は時間厳守を旨とし、例会総会には会員章を佩用して出席しなければならない。
- 2 前例会（総会）の欠席者及び遅刻、早退した場合、或いは会員章を佩用していない場合には、自発的に JC ボックスに喜捨する。
- 3 正当な理由なくして年間出席率が 51%に満たない場合又は例会に 3 回以上連続欠席した場合には、理事会は勧告上を発し、その後 1 ヶ月以内に誠意ある態度、書面による回答がないときはこれを除名する。（定款 14 条）
- 4 本会議所の当番会員は例会に出席した正会員の出席率を次例会（総会）に報告する。
- 5 青年会議所の公務出張及び国内外の他青年会議所の例会、会議、大会等に欠席日の前後 1 ヶ月以内に、出席し、メイクアップした場合は、これを認め当該例会への出席と見做す。
- 6 前項の諸会合に出席した正会員は、帰着後 1 週間以内に事務局へその旨届け出なければならない。

2. 委員会に関する規定

- (1) 委員会の構成及び指針は、当該年度の理事長が理事会に於いて協議の上決定し総会に報告する。但し必要に応じて小委員会を設けることができる。
- (2) 委員長、副委員長、委員の任命については定款第 50 条による。

3. JC デーに関する事項

「公益社団法人日本青年会議所 JC デーに関する規定」に準拠する。

4. JC ボックス運営に関する事項

- (1) JC ボックスは会計担当理事が管理する。
- (2) その用途は理事会に於いて決定する。

5. JC 基金運営に関する事項

- (1) 本会議所は、恒久的運営を図るために、財政的基礎を確立することを目的として JC 基金を設ける。
- (2) 本基金の収入は、次に掲げるものとする。
 - 1 本会議所への入会金
 - 2 本基金への寄附を目的とした寄付金
 - 3 本基金の運用益
- (3) 本基金は、当該年度の理事長より選任・委嘱された運営委員（特別会員 2 名、正会員 3 名）によって構成される JC 基金運営委員会において管理する。
- (4) 委員の任期は毎年 1 月より 12 月迄とし再任を妨げない。
- (5) JC 基金の使途運用については、理事会、総会の承認を必要とする。

6. 褒章に関する事項

「公益社団法人日本青年会議所褒章規定」に準拠する。

附則

この規則の変更規定は令和元年 1 2 月 2 日から施行する